

第 1 問（必修問題）

問 1

これまでに全国で計 182 か所の観光地において、物理的および情報面でのアクセシビリティ改善が実施され、2015 年にわずか 6 か所から始まった同事業は、現在では全国の主要観光地のおよそ 6.6%を対象とするまでに拡大した。こうした取り組みの過程で、韓国はバリアフリー観光目的地としての競争力を国際的にも評価され、2021 年には国連世界観光機関（UN Tourism）より「自然地域におけるアクセシビリティおよび包摂的観光開発」の優良事例に選定された。

問 2

2022 年から進められている「バリアフリー観光連携強化事業」は、情報提供や交通から観光、各種サービスに至るまで、旅行の全過程におけるアクセシビリティの向上を目的としている。その要点は、バリアフリー環境の対象を観光地施設に限定するのではなく、交通、宿泊、飲食、さらには民間部門のサービスにまで拡大することにある。

問 3

（2）

第 2 問（選択問題）

【 問題 1 】

問 1

- ① signifies
- ② emphasized
- ③ are expected

問 2

イ

問 3

バンコクにおける今後の観光動向は、エコツーリズム体験、食文化を楽しむ観光、歴史遺産の訪問といった、より本物志向の文化体験に対する需要の高まりを示している。近代的な都市開発と伝統文化の保全とのバランスをいかに取るかが、世界的な観光都市としての地位を持続するための鍵となるだろう。

【 問題 2 】

(1)

世界人権宣言が、全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とにおいて平等であることを確認し、また全ての者が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位によるいかなる差別も受けることなく、全ての権利と自由とを共有することが宣言において定められていることをまた想起すること。

(2)

1. 国際連合人権高等弁務官に対して、世界の全ての地域における、性的指向およびジェンダー同一性に基ついた差別的な法律および実行並びに個人に対する暴力行為について、また如何に国際人権法が性的指向およびジェンダー同一性に基づく暴力と関連する人権侵害を阻止するために用いられるのか 2011 年 12 月に終了する研究を委託し、文書として提供することを要請する。

(3)

現代社会において、性的指向 (sexual orientation) やジェンダー・アイデンティティ (gender identity) をめぐる問題は、個人の尊厳や人権に関わる重要な課題であるとともに、社会福祉の観点からも検討すべき課題である。性的指向やジェンダー・アイデンティティの違いを理由として、学校、職場、家庭、医療・福祉等のさまざまな生活場面において、偏見や差別を受ける場合がある。また、周囲からの理解が得られないことや、自らの性的指向やジェンダー・アイデンティティを他者に知られることへの不安から、必要な相談や支援を受けることができず、社会的孤立につながる可能性もある。

このような状況は、就労、住居、経済、医療、介護等の生活課題を複合的に生じさせる要因となり得る。特に、家族から十分な支援を受けることが困難な人や、高齢、障害、貧困等の複数の生活課題を抱える人に対しては、個々の状況を踏まえた包括的な支援が必要である。その際には、性的指向やジェンダー・アイデンティティを本人の属性の一部として尊重し、本人の意思や価値観を踏まえた支援を行うことが重要である。

したがって、社会福祉専門職には、利用者の尊厳を保持するとともに、自己決定を尊重し、本人が安心して相談できる支援環境を整備することが求められる。さらに、個人に対する直接的な相談支援に加え、福祉専門職を対象とした教育・研修、地域住民への啓発、相談支援体制の整備等を推進する必要がある。今後は、性的指向やジェンダー・アイデンティティの多様性を尊重し、特定の人々を社会から排除することなく、すべての人が自らの生き方を選択し、安心して生活できる社会を構築していくことが重要である。